

(参考) 現在の開示制度

○ 有価証券報告書による継続開示

・ 追加情報の注記

「この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」(連結財務諸表規則第 15 条、財務諸表等規則第 8 条の 5、中間連結財務諸表規則第 13 条、中間財務諸表等規則第 6 条)

「本指針で例示した事項は、必ずしも、財務諸表等に注記すべき追加情報を網羅的に示したものではない。特に規則等では、利害関係人が会社の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされ、この場合には、当該注記を省略することはできないことに留意する必要がある。例えば借入金や社債等に付された財務制限条項が財務諸表等に重要な影響を及ぼすと認められる場合など、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して適切な判断を行う上で必要と認めた場合には、追加情報として財務諸表等に注記しなければならない。」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 77 号「追加情報の注記について」)

・ 事業等のリスク

「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。」(企業内容開示府令第二号様式(記載上の注意)(33) b)

・ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

「届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ分かりやすく記載すること。」(企業内容開示府令第二号様式(記載上の注意)(36) a)

○ 臨時報告書における適時開示

「当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第 14 条の 9 に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 以上かつ最近 5 連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の 100 分の 20 以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合」（企業内容開示府令第 19 条第 2 項第 19 号）